

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第2号 宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則  
 ..... (市民税課) ... 2

### 告 示

- 告示第5号 市道路線の供用の廃止..... (建設総務課) ... 6

### 公 告

- 公告第2号 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内  
 における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定  
 ..... (建築指導課) ... 6
- 公告第3号 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内  
 における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定  
 ..... (建築指導課) ... 6

### 教 育 委 員 会

- 告示第1号 教育委員会の招集..... 6

### 農 業 委 員 会

- 公告第1号 農業委員会定例総会の招集..... 6

**規 則**

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年2月2日

宇治市長 山本 正

**宇治市規則第2号**

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市税条例施行規則（昭和60年宇治市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記様式第50号及び別記様式第50号の2を次のように改める

。

別記様式第50号（第5条関係）

（表）

年度分 市民税・府民税申告書（受付書）



住所	
氏名	様

（切り取らないでください。）

年度分 市民税・府民税申告書

(宛先) 宇治市長宛て 年 月 日 提出	年1月1日 の住所	宇治市	職業・勤務先・屋号
	現住所		電話番号
フリガナ	生 年 月 日		個人番号
氏 名	④ 年 月 日		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金等で補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
⑪ 医療費控除	支払った医療費等	保険金等で補填される金額	
	円	円	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
		円	
⑭ 生命保険料控除	合 計		
	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	円	円	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	日長期損害保険料の計	
	円	円	
⑯・⑰ 寡婦(寡夫)控除・勤労学生控除	⑯□ 寡婦(寡夫)控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還	⑰□ 勤労学生控除 (学校名)	
⑱ 障害者控除	氏名	障害の程度	身 級 度 精 度
	個人番号		
⑲・⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者氏名	生年月日	身 級 度 精 度
	個人番号		円
㉒ 扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		続柄
		□同居 □別居	控除額
		万円	※
㉓ (16歳未満の扶養親族)	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		続柄
		□同居 □別居	控除額
		万円	※

1 収入金額	事業	営業等	ア				
		農 業	イ				
	不動産	ウ					
	利	ニ	エ				
	配	当	オ				
	給	与	カ				
	雑	公的年金等	キ				
		そ の 他	ク				
	総合譲渡	短 期	ケ				
		長 期	コ				
2 所得金額	一時	サ					
	事業	営業等	①				
		農 業	②				
	不動産	③					
	利	ニ	④				
	配	当	⑤				
	給	与	⑥				
	雑	⑦					
	総合譲渡・一時	⑧					
	合 計	⑨					
4 所得から差し引かれる金額	雑 損 控 除	⑩	※				
	医 療 費 控 除	⑪	※				
	社 会 保 険 料 控 除	⑫	※				
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	※				
	生 命 保 険 料 控 除	⑭	※				
	地 震 保 険 料 控 除	⑮	※				
	寡 婦 ( 寡 夫 ) 控 除	⑯	※				
	勤 労 学 生 控 除 ・ 障 害 者 控 除	⑰・⑱	※				
	配 偶 者 控 除	⑲	※				
	配 偶 者 特 別 控 除	⑳	※				
扶 養 控 除	㉒	※					
基 礎 控 除	㉓	※			330,000		
合 計	㉔	※					

整 理 番 号							
生 年 月 日							
控 対 配							
一 般	老 人	配 専					
扶 養 親 族				扶 養 障 害			
特 定	老 人	同 居	一 般	年 少	そ の 他	特 別	同 居
本 人 該 当 欄							
本人障害		寡 婦		寡 夫		未 成 年 者	
そ の 他	特 別	一 般	特 別				
コ ー ド							
金 額							

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外( 年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の市民税・府民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記入してください。

裏面にも記入する欄がありますから注意してください。

(裏)

6 給与所得の内訳

日給等の給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

Table with columns: 月, 日, 給, 勤務日数, 月収. Includes summary rows for 賞与等, 合計, 勤務先名, 勤務先所在地, 勤務先電話番号.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 青色申告特別控除額.

8 配当所得に関する事項

Table with columns: 配当所得の種類, 所得の生ずる場所, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費. Includes a row for 雑所得 (公的年金等以外) に関する事項 and 国外株式等に係る外国所得税額.

Table with columns: 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費.

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table with columns: 総合譲渡 (短期, 長期), 収入金額, 必要経費, 差引金額 (収入金額-必要経費), 特別控除額, 所得金額 (差引金額-特別控除額).

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。

右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄に記入してください。

11 事業専従者に関する事項

Table for business family members with columns: フリガナ, 続柄, 生年月日, 従事月数, 専従者給与(控除)額. Includes a section for 所得税における青色申告の承認の有無.

ニ 合計 イ+[(ロ+ハ) × 1/2]

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

Table with columns: 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額.

14 寄附金に関する事項

Table with columns: 都道府県・市町村分, 京都府の共同募金会・日本赤十字社支部分, 京都府条例指定分.

「都道府県・市町村分」及び「京都府の共同募金会・日本赤十字社支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「京都府条例指定分」の欄には、京都府の条例で指定された団体へ寄附した金額を記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table for separated family members with columns: フリガナ, 続柄, 住所.

◎<所得がなかった人>

Table with 4 rows for reasons of no income: 1. 次の人に扶養又は援助されていた, 2. 遺族年金、障害年金等を受給していた, 3. 無職だった, 4. その他の理由で所得がなかった人は、

分離課税に係る所得等のある人は、「市民税・府民税申告書（分離課税等用）」を併せて提出してください。この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

15 事業税に関する事項

Table with columns: 非課税所得等, 番号, 所得金額, 損益通算の特例適用前の不動産所得, 事業用資産の譲渡損失等, 前年中の開(廃)業, 開始・廃止, 月, 日.

【通信欄】

年1月1日現在は、宇治市以外に居住していた。住所

別記様式第50号の2（第5条関係）

年度分 市民税・府民税申告書（分離課税等用）

この申告書（分離課税等用）は、市民税・府民税申告書と一緒に提出してください。

フリガナ		生年月日	整理番号						
氏名		. .	電話番号						
個人番号									

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記入してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

1 収入金額	短期譲渡	一般分	シ	円
	短期譲渡	軽減分	ス	
	長期譲渡	一般の譲渡	セ	
		優良住宅地等に係る譲渡	ソ	
		居住用財産の譲渡	タ	
	一般株式等の譲渡	チ		
上場株式等の譲渡	ツ			
上場株式等の配当等	テ			
先物取引	ト			
5 所得金額	短期譲渡	一般分	㊦	円
	短期譲渡	軽減分	㊧	
	長期譲渡	一般の譲渡	㊨	
		優良住宅地等に係る譲渡	㊩	
		居住用財産の譲渡	㊪	
	一般株式等の譲渡	㊫		
上場株式等の譲渡	㊬			
上場株式等の配当等	㊭			
先物取引	㊮			

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目	必 要 経 費
	事業 譲渡 雑	円
	事業 譲渡 雑	
	事業 譲渡 雑	
	特例適用条文	

4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る負債の利子
	.	円	円
	.		
	.		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額(A－B)（ただし、赤字の場合は0）
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山林	A 収入金額	B 必要経費		C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A－B－C－D)
	円	円		円	円	円
退職	A 収入金額	勤続年数	普通障害の別	B 退職所得控除額	C 差引(A－B)	所得金額(C×1/2)
	円	年月 (年間)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宇治市告示第5号

市道路線の供用の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年2月2日から14日間

平成30年2月2日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 廃 止 の 区 間	供 用 廃 止 年 月 日	備 考
炭山4号線	炭山西ノ谷39番地の5 炭山谷山13番地の5	平成30年 2月2日	
二ノ尾35号線	二尾膳前谷8番地の1(右) 二尾釣瓶谷9番地の2	平成30年 2月2日	
東笠取54号線	東笠取別所出18番地の1 東笠取蛇ノ畑20番地	平成30年 2月2日	

公 告

宇治市公告第2号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により公告し、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年1月25日

宇治市長 山本 正

1 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定を行った対象区域の位置

宇治市大久保町旦椋38番地の1から4まで、38番地の7から9まで、45番地の2、50番地の6から9まで、50番地の11から19まで、56番地の2、65番地の4、65番地の6から8まで、72番地の2、73番地の2、74番地の4、76番地の3、76番地の6から10まで、131番地の8から12まで、131番地の14、131番地の16、138番地の3、139番地の2、139番地の6、139番地の8、141番地の2、142番地の1、142番地の3、142番地の5、142番地の7、143番地の4、143番地の6及び143番地の8

2 縦覧の場所

宇治市都市整備部建築指導課

(揭示済)

宇治市公告第3号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により公告し、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年1月25日

宇治市長 山本 正

1 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定を行った対象区域の位置

宇治市大久保町平盛31番地の6から10まで、31番地の12から15まで、31番地の16の一部、31番地の17、31番地の20、91番地の1、91番地の14から15まで、91番地の16の一部、91番地の17、104番地の5及び119番地の4から6まで

2 縦覧の場所

宇治市都市整備部建築指導課

(揭示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成30年1月22日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 平成30年1月23日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項 1 会議録署名委員の指名について
- 2 会期について
- 3 報告

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第1号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により、第8回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

平成30年2月2日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 平成30年2月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
- 2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 3 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対す

る意見について

4 専決事項の報告

5 その他

